

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○石田委員長 次に、階猛君。

○階委員 民主党の階猛です。きょうもよろしくお願いたします。

最初に、ちよつと前回の続きなんですけれども、きょうお配りしている資料一なんですけど、「捜査報告書」というのを出ささせていただきました。

前回の理事会で、捜査報告書そのものを出そうと思ったんですが、これは原本と同一性が確認できないので、田代検事が作成した捜査報告書として提出するのは誤りだということで却下されたわけですけれども、きょうは、出典は普通の本からだというので、しかもその同一性が確認できないので、かぎ括弧つきということで認めていただきました。その点については、ありがとうございます。

ただ、この問題の本質は、やはり、捜査報告書そのものと、あと、その前提となる取り調べのや

りとりを録音した録音の翻訳書、これを対比することによって、客観的に、どの程度やりとりと報告書の中身がずれているかということ把握できるわけです。また、そのずれが把握されなければ、前回お示ししました最高検の報告書というものが適切に検証が行われているのか、必要十分な検証が行われているのか、これが一般にはわからないわけです。

したがって、最高検としては、あの検証報告を出すときに、今申し上げました捜査報告書の写しと取り調べの録音翻訳書を添付資料として公開すべきではなかったかというふうに考えております。この点、大臣、いかがでしょうか。

○谷垣国務大臣 まず、これは現在、また再捜査が行われるということでございますので、個別具体的事件の証拠の内容を明らかにすることについては、これは刑法四十七条でそうしてはならぬ、もちろん、ただし書きがございます、例外も全くないわけではありませんが、そういうふうに決められております。

本件については、裁判所からもいろいろな御指摘がありましたし、報道や国会でも大きく取り上げられたことがございました。そして、当事者や監督者に対して人事上の処分も結局行った。そういうことも踏まえまして、最高検が去年の六月でしたか、説明責任を果たす必要があるということで開示をしたわけでございますが、先ほど申しましたように、現に再捜査の必要がある中で、今委員のおっしゃったようなことは私どもとしては難しい、こういうことではないかと思っております。

ます。

○階委員 今、刑法四十七条を引用されて御答弁がありました。まさしくその刑法四十七条本文では、原則、公判開廷前における非公開ということであります。

資料二というのをごらんになっていただきたいんですが、これは刑法四十七条ただし書きの解釈について法務省の方から提出いただいた回答文書なんですけれども、ただし書きの方では、先ほどの原則の例外として、「公益上の必要その他の事由があつて、相当と認められる場合は、この限りでない」、すなわち公開はできるといふことなんですけど、その「この限りでない」という場合に当たるとしては、「非公開とすることによって保護される公益に優先する他の公益上の必要がある」と認められる場合」ということがこの資料二の2のあたりに書いてあります。

その上で、本件についての当てはめがその下二行なんですけど、「本件捜査報告書については、その内容が、「云々かんぬん」と次のページにかけて書いております。ここで言っているのは、まさに非公開とすることによって保護される公益の話です。一方、それに優先する公益上の必要があるやなしやについては何も書かれておりません。

そこで、私が考えますに、私は、これを公開すること得られる公益というのは、やはり、検察がちゃんとこういう問題については真摯に向き合っているんだ、これを国民に示すことで検察の信頼回復が図れる、こういう公益があると思っております。

先ほど、公開しないことによる公益ということ  
 でいえば、もう実は、この録音翻訳書であるとか  
 捜査報告書については、インターネットを通じて  
 見ようと思えば見れますし、また、最高検の報告  
 書自体も、前回やりとりしましたけれども、これ  
 は関係者にしか見せないんだという限定つきのも  
 のですから、添付資料という範囲で公開する分には、  
 私はこの四十七条ただし書きの解釈としても  
 全く問題ないと考えております。この点について、  
 大臣から御答弁をお願いします。

○谷垣国務大臣 今、法務省からお出しした回答、  
 それを踏まえて御議論でございました。

御指摘の捜査報告書につきましては、その内容  
 が、検察官の取り調べにおける取り調べ対象との  
 やりとりを具体的に記載したものと言われている  
 わけですね。それで、典型的に関係者の名譽ある  
 いはプライバシーへの配慮が強く求められる分野  
 のものであるというふうには思っています。

それから、公開することによりまして、特に対  
 象者とのやりとりということになりますと、捜査  
 の中にはいろいろなことがあると思います。これ  
 は私も、直接自分で捜査というようなことは修習  
 生のときにしかしたことがありませんからわかり  
 ませんが、やはりいろいろな聞きますと、この検察  
 官を信頼して話したのとか、そういうようなこ  
 ともいろいろ私はあるんだろうと思います。

したがって、今後の捜査や公判、一般への  
 影響ということも私は考えなきゃならないんだろ  
 うと思います。これは四十七条の解釈としてもそ  
 うではないかと思えます。

加えまして、現に、檢察審査会による議決がな  
 されて再捜査が行われているという案件でござい  
 ますから、これは私は、やはりそのことも非常に  
 大きいというふうに申し上げざるを得ないという  
 ことを御理解賜りたいと思っております。

○階委員 本題から外れますのもうこのあたり  
 にしておきますが、せっかく提出した資料一をち  
 よっとだけごらんください。

特に問題になっているのは、この二ページ目  
 3というのがありまして、「そこで、石川に対し、  
 「これらの点に関し、「云々かんぬん」「うーん。  
 」と唸り声を上げて暫く考え込んだ後、本職と以  
 下のやりとりをした。」という事で、以下、問  
 答体でずっと、ここだけなぜか問答体になってい  
 るんですが、ずっと二、三ページにわたってやり  
 とりがあります。

このやりとりが、録音翻訳書、私が入手したも  
 のと対比しますと、ほとんどこういうやりとりは  
 ないんですね。逆に言うと、こういう実際にはな  
 かったやりとりを検事の中で想像して書ける  
 というのはすごい恐ろしいことだなと思っていま  
 す。しかも、これは虚偽ではないかと言われたと  
 きに、記憶の混同だという一言で片づけられてし  
 まうということは、私は到底納得できません。

付言しますと、きょうは、この委員会の一委員  
 であります石川代議士が、本日付で議員辞職され  
 ました。私は、石川さんという人は、人格的にも、  
 また能力的にも国会議員として大変立派な方だっ  
 たと思っていて、この事件と直接リンクするのだ  
 うかということはおくとしても、いろいろなこれ

までの事件との絡みで辞職に追い込まれると。

ただ、御本人は、議員辞職をして、でも裁判は  
 争うと。つまり、議員辞職をしたことは罪を認め  
 たからではないんですね。このまま、裁判で争う  
 ために、いろいろな党に迷惑をかけるとうけない  
 という事で、あえて自分で辞職して裁判に専念  
 しようという事で、私は、個人的な見解ですけ  
 れども、石川さんをぜひ温かく見守りたいですし、  
 せっかくこの法務委員会と同じ席を並べた議員の  
 皆様にも、こういう問題があったということは認  
 識していただいで、人ごとではない、自分の問題  
 なんだということはぜひ共通認識として持ってい  
 ただきたいなというふうには思っております。

本題に入ります。

きょうは、改正被災マンション法ということが  
 議題になっております。これに絡んで、改正被災  
 マンション法に基づいて取り壊して再築するとい  
 うことになりまして、個々の区分所有者の方は、  
 新たに制度融資を受けたり、民間から住宅ローンを  
 借りたりということになるわけですが、その際  
 に、罹災証明書というのが当然必要になってくる  
 わけです。

例えば、資料三というものの、手書きの番号で  
 いうと十七ページをごらんになってください。十  
 七ページの真ん中あたりに、罹災証明書が必要と  
 される制度ということで、生活再建支援金に始ま  
 りまして、多々並んでおります。貸し付けとい  
 うことで、災害復興住宅融資とか、金融機関による  
 貸し付けということも入っております。

そこで、この被災マンション法を円滑に運用し

ていくためにも、罹災証明書をこれからどうやってきちんと発行できるようにするかということが重要になってくるわけです。そこで、罹災証明書に絡んでお尋ねします。

実は、罹災証明書はこれまで法令に定めがなく、各自自治体がそれぞれ独自の判断で、独自のフォーマットでつくっていた。その結果、発行する時間も長くなる場所もあつたりしたということとで、今回の東日本大震災に関してさまざまな問題が指摘されました。総務省さんの方でこの罹災証明書の問題についてきちんと調べていただいて、改善策などを提言していただいた。私も実は、昔、総務大臣政務官をやっていたときに行政評価局の担当をしておりました、こういう行政監視、行政調査ということを一先懸命やってきたつもりですが、けれども、こういったことについて、引き続き新しい政権でも取り組んでいただきたいなど思っているわけです。

他方で、今、別の委員会で審議中だと思えますけれども、災害対策基本法の改正の中で罹災証明書についても言及されていたと思います。この改正災害対策基本法の中で、罹災証明書のフォーマットを統一化する。例えばこれまで、自治体によっては被災された住居とか家屋、不動産については被害状況が書かれていたんですけども、動産が書かれていなかった。動産が書かれていなかったことよって、例えば特別貸付制度を使えなかった、こういう問題があつたわけです。

したがって、今回法改正するのであれば、統一のフォーマットに動産等についても書き込めるよ

うにすべきではないかというふうに考えております。内閣府の方から御答弁をお願いします。

○佐々木政府参考人 罹災証明につきましては、御指摘のような問題があつたことから、現在、災害対策基本法の一部改正を国会に提出させていただいております。その法制化を図ろうというふうにしていくところでございます。

罹災証明につきましては、これまで、自治事務として、各市町村、自治体がさまざまな地域の実情に応じて取り組まれてきたという経緯がございます。今御指摘のような問題も私どもも認識いたしております。ただ、そういった中で、直ちに統一のフォーマットをつくるということについては、各市町村の実情なり、あるいはシステムをそれぞれ開発しているというようなところもございまして、直ちには難しいところもあるのかな、こう思っております。

しかしながら、災害対策というのは非常に現場主義でありますし、この罹災証明に関する制度につきましても、今後の法律が成立した暁には、その施行状況も踏まえまして、現場の声も聞きながら、御指摘の点も含め検討してまいりたいというふうに考えております。

○階委員 罹災証明書を法的に位置づけるというのは大きな前進だと思えますが、それを血が通ったものにするためには、今回資料でおつけいたします総務省の所見をぜひ生かしていただきたいと思っております。

資料の十五ページから十六ページにかけて、今申し上げました総務省の調査の結果の所見がいろ

いろ書かれております。内閣府は、市町村に対し、以下の技術的助言を行う必要があるということで、①として「罹災証明に関する規程やマニュアルの作成などの事前の準備を促進すること。」以下割愛しますが、④まで書かれております。これは重要な所見だと思います。

きょうは、総務副大臣、おいでいただいておりますけれども、このフォーマットをぜひきつちりとお願ひしたいと思います。御決意のほどお願いします。

○坂本副大臣 階委員におかれましては、総務省の政務官もしていただきまして、しかも被災地の一員ということで、この問題に対して精神的に取り組んでおられますことに心からまず敬意を表したいと思います。

御指摘のように、三月一日に総務省は、内閣府に対しまして、震災関連の申請手続負担軽減調査をもとに勧告をいたしました。罹災証明の迅速な発行と信頼性を確保するための勧告でございます。内容は、必要とする罹災証明書を遅滞なく交付すべきことを法的に位置づけるということと、それから罹災証明に関する規程やマニュアルの作成などの事前の準備を促進するよう市町村に技術的助言を行うというようなことが中心でございます。

総務省といたしましては、今後、内閣府においてとられる改善措置につきまして十分フォーマットを行ない、被災者支援というものを実りあるものにしていきたいというふうに決意をしております。

○階委員 ありがとうございます。

副大臣、ぜひよろしく願います。ここで御退室いただいて結構でございます。ありがとうございます。

それでは続きまして、法律の内容に入っていきます。

改正被災マンション法ですけれども、先ほどもやりとりの中でありましたが、東日本大震災にやはり適用すべき部分もあり得ると思っております。

と申しますのも、全壊のマンションが、以前の報道ですと仙台市だけでも百棟を超えている。また、今回、大規模一部滅失という概念が生まれたことよって、新法が適用されれば取り壊しや再建や敷地売却などが進む物件というのは相当あるのではないかと考えております。

私は、東日本大震災の被災地の状況をよく調査した上で、ニーズがあるということであれば、積極的にこの新法を適用していくべきではないかと考えております。この点については、大臣、いかがでしょうか。

○谷垣国務大臣 実は、私どもも、今までの認識は、東日本大震災で大きな被害を受けた区分所有建物、これは大体、区分所有者全員の合意を得て取り壊すことができたというふう聞いておりまして、これまで、この法律を適用する必要は必ずしもないのではないかとというような認識でいたわけです。

ところが、ことしの四月になりました、これは宮城県のマンション管理士会から伺いました御要請は、被災地から、区分所有建物を取り壊した後

の敷地の売却が進んでいない、今委員が指摘されたことだと思えます、ですからこの改正被災マンション法を東日本大震災に適用してほしいという要望が出てまいりました。

もちろん、政令で指定すればこれは十分そういうことが可能なわけでございますから、被災地における実情を早急に調査して結論を早く出す必要があると思っております。

○階委員 ぜひよろしく願います。

その上で、解体は大体終わっているというようなお話もあったかと思うんですが、仮に新法が適用されて建物の解体をする必要が出てきた場合、以前、震災直後は、建物の解体に関しては公的な補助制度というのがあったわけですね。先ほども申し上げましたように、区分所有者は、ただでさえ過去の借金と建てかえるときの借金と二重ローンの問題がある中で、解体の費用ぐらいはやはり国で面倒を見てあげてもいいんじゃないかと私も思うわけです。

したがって、今現在は公費解体制度というのは期限が終わっていると思うんですが、環境省、きょう来ておられますけれども、新法が適用されるという暁には公費解体制度も適用してあげていいんじゃないかと思っております。その点、いかがでしょうか。

○鈴木政府参考人 環境省では、災害等廃棄物処理事業に対する補助制度を持っておりまして、これは、市町村が災害その他の事由のために実施した生活環境の保全上特に必要とされる廃棄物の収集、運搬、処分に係る事業を補助対象としており

ます。

その上で、東日本大震災につきましては、特例としまして、市町村が解体の必要があると判断した家屋、事業所等であって、災害廃棄物として処理することが適当と認められるものについては、市町村が行います解体につきましても補助対象とするということで運用しているということでございます。

したがって、今回の改正被災マンション法の適用のいかんにかかわらず、この東日本震災の被災地において、市町村が生活環境の保全上特に必要と判断した上で、災害廃棄物として処理することが適当と認めた場合については補助対象になるということでございます。今年度末までは当然そういうふうな対象になるということでございます。

○階委員 対象にはなるということではよろしくございますね。

○鈴木政府参考人 ただいま申し上げましたように、市町村がそうした事業として今年度末までに行う事業については対象になるということでございます。

○階委員 それでは、市町村がそのように決した場合には、環境省としてもしっかりと公費の手当てをするということをお願いいたします。

次の質問は、実は、五分の四の規制、五分の四に改正したことで、反対した五分の一の方の権利をどう守るかということだったので割愛させていただきます。

その上で、次の質問は、今回の津波の被害のよ  
うに、区分所有者がたくさん行方不明になられた  
りお亡くなりになられた場合に、もうその段階で  
五分の一を超える人がなくなっちゃったという  
場合に、物理的にも五分の四の要件は満たせな  
いわけですね。そういう場合にどうやって五分の  
四を満たすかという、法律的には、財産管理人  
を選任してもらって、その人が善管注意義務に基  
づいて賛成するか反対するか、こういう話にな  
ると思うんです。

ところが、善管注意義務をその文言どおりや  
ろうとしますと、先ほどもどなたもおっしゃって  
ましたけれども、自分の区分所有部分については  
全く無傷です、でも、全体は全壊判定なので建  
てかえしないと困ります、要するに、個々の利益と  
全体の利益が衝突する場合がありますね。その場  
合に、個々の利益を優先されると、これは法律上  
は善管注意義務を果たしたということになるかも  
しれませんが、私は、現に住まいがなくなつて困  
っている人たちの利益というものをこの局面では  
優先した方がいいのではないかなと思うんです。  
したがって、言いたいのは、財産管理人が選任  
された場合に、どういうふうに賛否について判断  
すべきかというような指針みたいなものを可能で  
あればつくつたらいいんじゃないかなと思うん  
ですが、この点いかがでしょうか。

○谷垣国務大臣 階委員がおっしゃったように、  
不在者財産管理人を選んで、その者が善管注意義  
務を守りながらやっていくということなんです  
が、不在者財産管理人として、善管注意義務、善良な

る管理者として、決議を、賛否を決することに  
なると。さてそこで何を考えるかというのは、実は個  
別具体的な事情と言わざるを得ないんだろうと思  
うんです。御指摘のような指針を示すということ  
は、これは極めて困難だと思えます。

やや一般論になるかもしれませんが、結局、不  
在者財産管理人というのは、保存行為はできま  
すけれども、この権限を越える行為については、裁  
判所の許可を得なければ行えないわけですね。結  
局、決議に賛成して売却ないし処分をしていくと  
いうことになりまして、裁判所の許可を、判断を  
仰ぎながらやっていくということになるとお答え  
せざるを得ないんじゃないかと思えます。

○階委員 わかりました。裁判所の許可のときに  
どういう事情を考慮するかという問題になるとい  
うことですね。

それでは、時間がなくなってきましたので、も  
う一つの借地借家特措法についてお尋ねします。  
一点目に、対抗要件をしばらく不要にするとい  
うことと、被災地短期借地権を設けるということ  
で、その両方を認めることでジレンマが生じるケ  
ースがあるんじゃないかということをお尋ねしよ  
うと思つたんです。

要は、対抗要件をしばらく整えない間であつて  
も、地主さんしてみると、困っている人がいる  
ので短期に貸してあげたいという場合があると思  
います。そのときに、もともとの借り主さんは当  
時行方不明とかになつていた場合に、後からあら  
われてきたりすると、二重に賃貸したようなケ  
ースが生じ得るのではないかと、そのよ

うなリスクを減らす方策というのも講じるべきで  
はないかと考えていますが、この点はいかがでし  
ょうか。ちよつとテクニカルな話で恐縮です。簡  
単で結構です。

○深山政府参考人 被災地で、地主さんが行方不  
明になった借地人との借地契約を解除しないまま  
に新たな借地契約を締結すると、二重賃貸借とい  
うことになってトラブルが生ずるのではないかと  
いう御指摘でございます。

ただ、ごく通常の場合を考えてみますと、借地  
人が行方不明になつてしまうと、借地人から地代  
が支払われない状態が継続することになります。  
直ちにとつてはありませんが、ある程度の  
期間、地代の不払いが続きますと、賃料不払いを  
理由として債務不履行解除をして、契約関係を解  
消する。これは、対抗要件の問題とは別に、もと  
を解消してしまふ。その上で新たな契約を結ぶと、  
二重賃貸借が避けられるということになります。

ただ、被災地で、必ずしも法律に明るくない地  
主の方が、そういう法的にきちつとした手続を踏  
めない場合もないわけではないと思えますけれど  
も、そういう点も含めて、借地借家法、あるいは  
今回の被災借地借家法案の内容を周知、広報して  
いく中で、こういうことになるんですよというこ  
とまでできるだけお伝えするような努力をしたいと  
思っています。

○階委員 資料の最後のページを見ていただき  
たいんですが、従前の借家人への通知制度というの  
が今回設けられました。

ここで、従前の借家人と書いていますけれども、

実際の法文上は「賃借人のうち知れている者」ということで、知らない人には通知しなくていいよというふうに読めるわけです。一方、では、賃借人の方は、賃借人がどこにいるか調査義務を負うかということ、そこまで法律では要求されていません。

したがって、通知漏れのリスクというのはかなりあるわけですが、通知漏れを防ぐための方策、これをどのように考えているかということをお答えいたします。

**○深山政府参考人** 今回の通知制度でございますけれども、従前の賃借人に過重な義務を負わせることがないように、所在がわかっている従前の賃借人に通知すれば足りるものとしておりますが、こういう制度が現に成り立ちますと、従前の賃借人としては、自分の所在を従前の賃借人に伝える、今ここに避難している、ここに身を寄せているということ、再築されたときに自分に通知が得られるように賃借人に自分の所在場所を明らかにしておくというような行動をとることが期待されます。

もつとも、こういった運用がされるためには、賃借人、賃借人双方がこの制度の内容を十分わかっていなければ、何のためにそんなことを教えるのかもわからないし、何のために伝えるのかもわからないということになってしまいますので、この法案が成立した暁には、この制度の内容を被災地の当事者の方々が十分に理解できるように周知広報をしていかなくちやいけないと思っております。

**○階委員** 最後、一点だけお願いします。

最後の質問ですけれども、通知が賃借人にされたという場合であっても、新たに借家契約を締結するかどうかは当事者の交渉に委ねられていますということなんですが、契約自由の原則ということで片づけられてしまうと、再築される建物については、従前の賃貸借契約よりかなり高額な家賃が提示されるというおそれがあるかもしれません。それで結果的に借家契約が締結されないということもあり得るような気がいたします。

先ほどの資料の最後のページに、借地借家条件の変更命令制度というのが一番下に書いておりまして、今回の法案で廃止になったことで、不当な賃貸条件を裁判所の判断で変更するという制度がなくなりました。

そこで私が考えるのは、再築される建物について、暴利行為がされないように、賃借人を不当な不利益から守るために、賃借人に何らかの義務を課すべきではないかと思っております。大臣、お願いします。

**○谷垣国務大臣** これは、今の委員の問題提起はなかなか難しいなと実は思います。

といいますのは、やはり罹災、前の法律ではだめだと。これは、それだけ過重な要件を課すると建物の再築等がちゅうちょされる、やはり再興等を考えたときは、そこをもう少しスピーディーに、スムーズに進むような制度をつくってもらいたいというのが背景にございましたので、従前の賃借人に重過ぎる義務を課さずに、そして借家人の保護を図るといった観点から何があるかということで、

このような制度をつくったわけです。そこでやはり任意の交渉をしていたかどうかということになります。

それ以上の義務を課していくことになる、ここはなかなか悩ましいところではございますけれども、迅速な復興とかそういうものにやはりどうなんだろうという感じがいたしました。委員の問題提起に今にわかに、それではこれということは、ちよつとお答えが難しいのかなと思います。

**○階委員** どうもありがとうございました。